

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事 による第三者損害について

この被害は、新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に伴う開削工事(鋼矢板工法、掘削深3.98m、水位GL-0.7m)施工中の湧水汲上げが原因で生じた地盤沈下によるものであり、沈下は現在5mm～25mmに達した状態で安定しています。

当現場の状況は、下町特有の軟弱地盤で湧水も多く、また、区画整理も行われていない曲がった道路であり、そこに污水管、雨水管を埋設する施工条件の悪い場所であります。

この被害は、当該工事に起因して生じたものと認められるので、この旨貴局において認定願います。

(注) 1 「調査請求書兼補償請求書」が提出されず、家屋調査を実施しなかつた場合は、工事完了後の対応を記入し、経過がわかるようにする。

2 本文は、工事件名ごとの損害発生起因の例示であるが、2つ以上の工事による競合工事、複合工事または継続工事による発生起因の場合は、最終工事件名で報告書を整え文章の表現を替えるとともに関連工事の件名、工期、受注者名を明記する。

(A4タテ)